

平成 27 年

# 社会文教常任委員会会議録

平成 27 年 6 月 22 日

田上町議会

平成27年第3回定例会  
社会文教常任委員会会議録

---

---

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成27年6月22日 午前9時
- 3 出席委員  
3番 小嶋謙一君 11番 池井豊君  
7番 浅野一志君 12番 関根一義君  
9番 川崎昭夫君 14番 小池真一郎君  
10番 松原良彦君
- 4 委員外出席議員  
議長 皆川忠志君
- 5 欠席委員  
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名  
町 長 佐藤邦義 町民課長 鈴木和弘  
副町長 小日向至 保健福祉課長 吉澤深雪  
教育長 丸山敬 教育委員会  
事務局長 福井明  
地域整備課長 土田覚
- 7 職務のため出席した者の氏名  
議会事務局長 中野幸作  
書記 渡辺真夜子
- 8 傍聴人  
なし
- 9 本日の会議に付した事件  
議案第35号 田上町介護保険条例の一部改正について  
議案第39号 平成27年度田上町一般会計補正予算（第1号）議定について中  
第1表 歳出の内  
2款 総務費（2、3項）  
3款 民生費

4 款 衛生費

1 0 款 教育費

議案第 4 1 号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について

---

午前9時00分 開 会

---

社会文教常任委員長（松原良彦君） おはようございます。社会文教常任委員会を開催いたします。

きのうはちょっとした雨で恵みの雨になったのか、まだ足りなかったのか、降らないよりはいいというような雨が降りましたが、場所によってはかなりいい雨が降ったようでございます。私たちも護摩堂山のあじさいまつりが始まってちょうどアジサイにいい雨というふうに感じております。アジサイのいい花が咲いてくれるのを祈って、観光客がいっぱい来て宣伝になるように楽しみにしているところでございます。

今日は本委員会に付託されました3案件ではありますが、皆様から闊達な意見を出し合ってよい委員会会議にしたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、町長のほうからご挨拶をひとつお願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 改めましておはようございます。今ほど委員長さんのお話のように、本会議で付託いたしました条例案件1件、それから一般会計、特別会計の補正予算でございますが、よろしくご審議をお願いしたいと思っております。

土曜日20日は今年のアじさいまつりのスタートの日になりましたので、登山口で祈願祭をいたしました。多くの議員の皆さんが参加されたようでありますが、護摩堂山のアジサイも6分ぐらいだという話ではありますが、平場のほうはほとんど今満開のような状態ではありますが、登山口にあるアジサイもかなりきれいに咲いていたようでありますが、トンネルも直ったことだし、何とか大勢の観光客に来ていただければと思っておるところであります。

皆さん新聞等でご承知のように旧農協の敷地内からベンゼンが出てきたということで、大変大騒ぎをいたしました。大騒ぎをいたしました。結果は近隣の井戸等には関係ないということになりましたので、後で町民課長のほうから経過なりについての説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 本委員会に付託された案件は、議案第35号 田上町介護保険条例の一部改正について、議案第39号 平成27年度田上町一般会計補正予算（第1号）議定について、その中第1表の歳出のうち2款総務費の2項、3項、3款民生費、4款衛生費、10款教育費となっております。議案第41号 同年度田上

町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について、この3案件が当委員会に付託されております。

これより議事に入ります。議事は議案が3案件でございますが、1議案ずつ進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議案第35号の説明をお願いしたいのですけれども。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 改めておはようございます。保健福祉課長の吉澤です。私のほうから議案第35号 田上町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書は1ページからありますが、2ページの裏に資料ナンバー1ということで、条例の一部改正条例の新旧対照表が載っております。内容というものが、説明するものが今日机のところにお配りした内容であります。内容については今回の内容は介護保険法の改正により、今年度から公費の投入により低所得者の保険料の軽減の強化を行うという内容でありまして、詳しい内容についてご説明申し上げますが、お手元にお配りした資料をごらんいただきたいのでありますが、表がありまして、段階別保険料ということで、所得段階第1段階から第9段階ということですが、これは条文の第10条の第1号から第9号までそれぞれ相当した内容でありまして、所得段階の第5段階、基準段階というものがありまして、それは一般的な基準とする保険料の額でありますけれども、料率を1としまして、年額の保険料は6万9,600円ということになります。1番目の第1段階に戻りますが、対象者、生活保護世帯やそれぞれ以下の要件に該当する者が対象となりまして、料率、基準段階1に対して第1段階は低所得者は料率を0.5、半分にするというふうなことでありまして、年額保険料が3万4,800円ということ、これについては3月の予算委員会のときにご説明した内容であります。今回は公費を投入することで吹き出し、囲みであります。公費投入による低所得者の第1号保険料の軽減強化ということで料率「0.5」を「0.45」に、それから年額保険料を3万1,300円にということ、平成27年度から3年間、29年度までの3年間を保険料の軽減を行っているものであります。

説明は以上になります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま説明が終わりました。

これについて何かご意見ございましたらお願いいたします。

11番（池井 豊君） ひとつ質問しておきます。これによって公費投入によるということになっているのですけれども、町の負担というのはこれ出てくるのか、そこら辺

だけちょっと説明をお願いします。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 公費投入については法令、ルールが決まっております、国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1という負担で進められます。ただ、町の4分の1の負担については交付税算入ということになっております。

以上であります。

11番（池井 豊君） これによってどのぐらいの予算が必要になるかという算出できているのかどうか、そこら辺も追加をお願いします。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 総額で134万4,000円が公費投入分になります。第1段階の対象者の見込みというのが384人、計算してみればわかるのですが、1人当たりは3,500円の軽減額というようなことで、総額で134万4,000円を一般会計から介護保険の会計に繰り入れになってございます。

以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ご質疑のある方どなたかございませんでしょうか。

ないようですので、私からひとつよろしいですか。3,500円、低く抑えた3万1,300円、他町村と比べて高いのですか、安いのですか。いつもだと大体田上町は中ぐらいのあたりをいくのですけれども、そこら辺ほかの他町村と比べる時間があつたのか、そこら辺お答えができればお願いしたいのです。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 料率0.5を0.45にするというのは、介護保険法の改正で決まったものでありますので、全市町村が同じ料率を使って軽減条項を作るということでありますので、額的にはそれぞれ違いはあるかもしれませんが、元の金額がそれぞれ違いますので、違いはありますが、料率的には軽減率自体は全国统一のものであります。

以上であります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） わかりました。ありがとうございました。

議長（皆川忠志君） ちょっと教えてください。今回第1段階が料率が緩和されたといえますか、法の改正だと思うのですけれども、あと第2段階とか第3段階とか、何かそういう動きというのはもし把握していればちょっと教えていただけませんか。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 今回の議案には関係ないのでありますが、実は消費税増税が昨年8%に増税されました。本来であれば、今年の9月でしたか、来年の9月でしたか、10%になるという、そういう形で動いたわけです。そのときの段階では政府の考えというのが第1段階は0.45ではなくて0.3ぐらいにする。第2段階は0.75をたしか0.5、第3段階を0.7にするというような形で実は考えていたのですが、

10%への増税を先送りしたことで、平成29年の4月までに先送りしましたので、それでこの軽減率自体を見直しを行って、それを第1段階は0.45に圧縮したということで、第2段階、第3段階は今回は軽減策は行わないということに、大体そういう流れで来ております。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにございませんでしょうか。

しばらくにして声がないようでございますので、議案第35号に対する質疑は終了します。

それでは、次の議案第39号に入りたいと思います。執行のほう説明お願いいたします。

町民課長（鈴木和弘君） 改めましておはようございます。よろしく申し上げます。議案書の21ページからになります。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費でございますが、今回46万円の増額をお願いするものでございますが、こちらにつきましては職員の中で扶養親族が増えたということに伴う関係する経費の増額補正でございます。

続きまして、3項1目の戸籍住民基本台帳費682万4,000円の増額でございますが、こちらにつきましては4月1日の人事異動に伴う関係する職員関係の人件費等の経費の増額でございます。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 続きまして、22ページの後段になりますが、3款民生費について説明を申し上げます。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費ということで、補正額の欄にあるとおり2,545万9,000円の追加をお願いするものでありますが、内容については説明欄、社会福祉総務ということで865万9,000円の追加であります。これについては4月の人事異動に伴いかなりの保健師の配置がえに伴いまして、1人増員というふうな形で大きく追加しておりますが、それ以外に民生委員の推薦会委員報酬ということで、実は民生委員1人辞職されましたので、急遽推薦会というのを開催して民生委員を推薦しなければいけないような形になりましたので、その追加を民生委員推薦会の開催経費をお願いするものであります。

ページめくりまして、23ページになりますが、中段に黒いひし形がありますが、臨時福祉給付金事業ということで1,680万円ということでお願いするものでありますが、これは臨時福祉給付金の必要な事務費と、一番下の19節にあります給付金そのもの1,320万円の経費をお願いしているものであります。ご存じでしょうけれども、確認の意味であえてご説明申し上げますが、昨年26年4月の消費税増税、先ほど言

いましたが、5%から8%消費税の増税に伴いまして、低所得者への配慮としての措置で今年度もその費用の追加をお願いするものであります。給付金の内容については、対象者2,200人の1人6,000円の交付であります。ちなみに昨年26年については、給付金は1人1万円で、年金生活者については5,000円の加算でありましたが、今回は加算なしで1人当たり6,000円の給付ということでありまして。

続きまして、2目老人福祉費134万4,000円の追加であります。先ほど条例改正で説明したとおりに、低所得者の保険料軽減強化のための公費投入分であります。

1項社会福祉費についての説明は以上であります。

教育委員会事務局長（福井 明君） 改めましておはようございます。教育委員会、福井です。

それでは、24ページの後段になります。3款2項児童福祉費で1目の児童福祉総務費であります。669万4,000円の減額を行うものでありますけれども、説明欄のところを見ていただきたいと思うのですが、児童福祉総務費につきましては、竹の友幼稚園の職員給与費に関するものでございまして、4月の人事異動に伴い給料、それから職員手当、共済費をそれぞれ補正するものでございます。

続きまして、次のページ、25ページをお開きいただきたいと思っております。2目児童運営費で22万6,000円の増額をお願いするものでございますが、説明欄のほう、幼稚園運営その他事業で竹の友幼稚園の空調設備の室外機1台が故障いたしまして、部品交換など修理が必要となったため、補正を行うものであります。

よろしくお願ひいたします。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 続きまして、3目児童手当費であります。492万1,000円の追加をお願いするものであります。これについては説明欄にあるとおりに子育て世帯臨時特例給付金について必要な事務費、それと一番下の19節であります。子育て世代臨時特例給付金の追加をお願いするものであります。これも昨年4月の消費税増税に伴いまして、子育て世代への影響緩和のための措置ということで今年度についても実施することになりました。

なお、給付金の算出については対象者、子どもの数で1,320人に対して1人3,000円の給付金ということで措置してあります。なお、昨年については、26年度は1人1万円の交付でありましたが、今回は3,000円ということでありまして。

続きまして、4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費ということで2,004万9,000円の減額であります。内容については、説明欄、保健衛生総務事業については、これは人事異動に伴うかなりの保健師の関係を配置がえということで、



1人分を減額しております。

それから、26ページに入りますが、説明欄で黒いひし形細目ありますが、母子健康診査、妊婦健診の関係であります。母子健康診査、それから黒塗りについてですが、乳幼児育児用品購入費助成、それからもう一つ黒塗りで妊産婦医療費の助成関係、この3つについてであります。この減額であります。これは平成26年度の国の補正予算に伴いまして、地域住民生活緊急支援交付金を使つての関係でありまして、26の補正予算で措置したものを27年度に繰り越すということにしてありますので、ダブる部分、重複する部分を今回おろさせていただくものであります。一番下には養育医療費の助成ということで、50万円の追加であります。これは未熟児の入院養育の医療費の関係、助成の関係でありまして、当初既決予算は53万円ほど措置していましたが、それでは全くもう足りないというか、不足する、対象者が出ましたので、9月まで待てない状況でありますので、今回追加をお願いするものであります。

続いて、めぐりまして27ページ、その他ということでありまして、その他事業ということで、水道会計の職員人件費分負担ということで、人事異動に伴いまして児童手当分について水道会計のほうをここから負担しなければいけないということで追加をお願いするものであります。

4款の説明については以上です。

教育委員会事務局長（福井 明君） 10款に入りますので、28ページになります。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費でございますが、9万2,000円の減額をお願いをするものでございます。説明欄をごらんいただきたいと思いますのですが、生涯学習事業でありますけれども、4月の人事異動によりまして、生涯学習系の職員の配置がえによりまして、給料、職員手当、共済費をそれぞれ補正をするものでございます。

以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 異動とかばかりでほとんどないのですが、26ページの養育医療費助成の予算が足りなくなったという1点なのですけれども、そういう未熟児の数が例年どのぐらいの人数で、50万円というのは何人分盛られていて、どのような傾向にあるのかというところをちょっと詳細にお聞かせください。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 実は養育医療費の関係については権限移譲の関係でおとしぐらいから町へ、県から市町村に移行された内容でありまして、当時ここまでは50万円ほど毎年用意しておけば大体足りたかなということで、特に人数等の把握はせずに、出てきてからの支払いということでした。おおむね昨年まではこれで十分間に合っていたのですが、今回特別に双子でかかった方がいらっしゃいまして、特に大きくかかっております。未熟児だと2,000グラム以下の出産についてでありますので、毎月出るというものではありません。

以上です。

11番（池井 豊君） この助成事業というのは定額で何万円とか、そういうものではなくて、かかった医療費に対して幾らというふうな形で、例えば保育器に長く入っていればいっぱいかかるし、すぐ出れば大してかからないというふうな性格のものかどうかということですか。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 本人負担はちょっと把握していないのですが、ほとんど本人の負担はなく、この医療費の助成で本人の負担にならないように助成をしているところでございます。

以上でございます。

9番（川崎昭夫君） これちょっと参考のためにお聞きしますが、25ページの民生費なのですけれども、竹の友幼稚園の空調の修理ということで出てまいりましたが、竹の友幼稚園できてそんな古くないのですけれども、もう修理が始まったのかというような疑問も出るところなのですけれども、こういう空調関係は定期的な検査もしなければやっぱり寿命も縮まっていくので、その辺検査のほうの方法とか何かもし具体的な事例はないのですけれども、このように1年に1遍は必ずやっていますとかその辺が実証されれば、メンテナンスの不良ではなくて機器自体の不良とも考えられるのか、その辺どんなものでしょうか。

教育委員会事務局長（福井 明君） メンテナンス、定期的に毎年行っておりますので、空調設備の室外機含めて行っております。たまたま利用していた機械の設備自体の部品が交換時期になったと。それから、時間がいっぱい運転をしているというふうになると、不具合が出たりするということになりますので、これらについては同様にメンテナンスを進めていくようになると思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

9番（川崎昭夫君） 竹の友幼稚園の使用頻度とか稼働率もあると思うのですけれども、定期的にそういう部品交換も必要だろうけれども、素人ながらそういうように今の

時期でもう交換しなければだめなのかなというような疑問を持っていろいろ対応していただきたいと思います。

以上であります。

ちょっと分けてやります。

保健福祉課のほうなのですけれども、衛生費のほうなのですけれども、人事異動で減額されているのですけれども、昨年たしか保健師の募集でいろいろ苦労された中身なのですけれども、人員的には十分な配置だと私は思っていますけれども、その辺今後産休とかいろいろ、女性ですから、そういう問題いろいろかかってくると思うのですけれども、その辺去年のように要員がちょっと不足になって職員に負担がかかっているというような問題は考慮されていると思うのですけれども、とりあえず人事の配置の減なのでしょうか、ちょっとお聞かせください。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 実態的には今育児休暇というか保健師が1人休んでいる状況でありまして、その代替はいません。なかなかやはり臨時では応募がないという状況で続いていますので、課内の全体の配置を見てやむを得ず衛生費のほうを今大変薄くはなっているのですが、福祉のほうに人員を回すことでどうにかやりくりをしているような状況でありまして、楽な人員配置ということではありません。

以上です。

11番（池井 豊君） 教育委員会のほうにお聞きしたいのですけれども、児童福祉総務費の竹の友の職員手当が減額になったのですけれども、職員が保育士、特に臨時が足りない、足りないというふうな中、減額というのは、職員が減ったのか、それとも一般事務職の異動でこういうふうになったのか、それから保育士の定数に対してどのような状況なのか。

それともう一つ、中央短大からの助っ人みたいなので何かやっているという話聞いたのですけれども、そういうのも含めた人手が足りているのかどうかも含めてちょっとご答弁いただきたいと思います。

教育委員会事務局長（福井 明君） まず、今回の補正につきましては、保育士ではなくて事務員、係長が異動になって内部で配置がえになっているということで、実質的には事務の職員1人が減というふうな状況になっております。ただ、保育士が足りているのかということなのですが、昨年ですか、募集で新規採用2人お願いしまして、昨年度退職、副園長が退職したという状況になっています。これは当初予算でやっていますので、今回の補正には特に計上してありません。中央短大からの支援スタッフになるのですけれども、これについては昨年の12月から4時以降の人手

不足解消のための中で支援スタッフをお願いして、十分その中で活躍をしていただいて、こちらの方も助かっているという状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(保育士足りているかどうかの声あり)

教育委員会事務局長(福井 明君) 保育士自体は基準どおりの部分では足りている。ですが、やっぱり中には気になる子どもというか、多動だとかそういった状況の子どもさんもいらっしゃいますので、それらにマンツーマンで対応する状況はやはりどうしても出てきます。これらについてできるだけ中の職員の中でやりくりはしているものの、どうしても1対1というふうな状況にならざるを得ない状況はありますので、これらはやっぱりもっと見ていくということになれば、少ないのかなというふうには思ひます。ただ、保育士の基準上は足りていますというわけでございます

社会文教常任委員長(松原良彦君) そのほかご質問ありましたら。ご質疑のある方、ご発言願ひます。

ほかにないようでございますので、議案第39号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第41号に入ります。執行の説明をお願いいたします。

保健福祉課長(吉澤深雪君) 議案書の44ページをお開きください。町の介護保険の特別会計の補正予算(第1号)ということでありまして、歳入歳出それぞれ111万円を追加し、総額を13億1,811万円とするものであります

内容につきましては、一般会計でも説明したとおり、法の改正に伴い、公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行うものであります。そのほかに昨年の26年度の事業の実績を踏まえまして、交付金の追加の受け入れあるいは返還金等をお願いするものであります。

具体的な内容については49ページからになります。49ページであります。2、歳入でありまして、1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料ということで、補正額の欄であります。134万4,000円の保険料は減額ということであります。第1段階の保険料の減額ということでありまして、1節は特別徴収分、2節は普通徴収分ということですので、合計しますと134万4,000円、保険料の軽減等を行うということでありまして、対象者は先ほど言ひましたとおりに384人が対象者ということでありまして。

それから、4款支払基金交付金、1項2目地域支援の交付金で63万3,000円の追加、過年度分でありまして、昨年26年度の実績に伴い過年度分を追加で受け入れると

いうものであります。

それから、7款繰入金であります、1項5目一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金ということで、保険料の軽減相当分134万4,000円を繰り入れるものであります。

続いて、50ページになりますが、8款繰越金ということで47万7,000円を今回受け入れるものであります。

続いて、ページめくりまして51ページをお開きください。3、歳出であります、6款諸支出金ということで、1項2目償還金、補正額の欄であります、111万円の追加であります。これについても支払基金の26年度、これについては介護給付費、保険給付費の実績に伴い、返還が生じたために今回追加をお願いするものであります。

説明は以上であります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま説明が終わりました。

説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第41号に対する質疑は終了いたします。

それでは、これより討論及び採決を行います。

議案第35号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにして意見がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり決しました。

次に、議案第39号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり決しました。

次に、議案第41号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり決します。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

少し町民課のほうからお話があるそうですので、ベンゼンのことについてお話があるそうですので、暫時休憩いたします。

午前9時39分 休 憩

---

午前9時42分 再 開

社会文教常任委員長(松原良彦君) 再開いたします。

今配られた資料について説明をお願いいたします。

町民課長(鈴木和弘君) 委員会終了の貴重な時間をいただきまして、若干報告をさせていただきます。

冒頭町長の挨拶でもお話がありました旧JAのスタンドからベンゼンが出たということで、既に新聞報道で議員の皆様方もご承知かと思っておりますけれども、これまでの町に対してどういう情報が来たかということ若干説明をさせていただければと思っております。

まず、6月の18日の日、お昼ごろですけれども、県のほうからまず一報が入ってまいりました。いわゆるJAにいがた南蒲が自主的に給油所のところを土壌のガス調査を行ったところ、ベンゼンが基準値を超えて出てきたということで、まず一報が県から入ってきました。

この内容について、翌日新聞報道、いわゆるそういう報道発表がされるということで、承知だけしておいていただきたいというような話が、こちらは環境という部分でこっこの町民課のほうに振興局の環境センターから入ってまいりました。それで5時過ぎにプレス発表するということで、今お配りいたしましたこの手の県の広報資料、これが県が作成をして、報道の関係で資料として提供した内容でございます。

概要は今申しあげました田上町大字吉田新田地内で5月の25日に自主的に検査をしたところ、ベンゼンがそちらにあるように検査をした結果、検出濃度が0.37から84ということで、何カ所か検査をしたのですけれども、そういう数値が出たという

ことで概要があります。対応については4つほどあるのですけれども、周辺の井戸所有者、これにつきましてはちょうど地域整備課長も来られていますので、説明をさせていただきますが、そのほか農業用あるいは周辺の調査等を実施していると。事業者に対しては、土壌についてさらに調査を行うように指導するというようなことで、こういう形で報道がされたところでございます。

裏のページを見ていただければと思うのですけれども、いわゆる県からの土壌汚染についてこちらのほうで、今度こちら地域整備課のほうで今回土壌汚染についての対応ということで、各関係する区長さんへ周知をした内容でございます。

地域整備課長（土田 覚君） 改めておはようございます。こういうこと余り発表したくないところではございましたけれども、こういう事件がありましたので、速やかに議員の皆さんにご報告しなければならないということでございますので、よろしくお願いをします。

今環境部局の、町民課長のほうからお話ししましたが、私ども地域整備課はインオイルの関係がございまして、私のほうから少し補足して説明させていただきます。

一番最初のページでございますが、JAが自主検査ということで7カ所、土壌ガス検査というのをやっております。その結果、土壌ガスの中から有害物質となるベンゼンが検出されまして、基準値以上になったものですから、対応したものでございます。

それでは、詳細に説明させていただきます。調査地点は吉田新田、旧JAの跡地でございます。7カ所自主検査をしたそうでございます。試料採取日は5月の25日、検出物質はベンゼンでございます。検出濃度につきましては、お手元の資料でございます。

それを受けまして新潟県のほうは、2の対応でございます。水道事業者、町になるわけですが、水道水源の水質検査の実施を指導した。または周辺井戸の所有者に飲用の抑制等を周知したということでございまして、対応につきましては後で説明しますが、また農業用井戸の所有者に注意喚起を田上町やJAに要請したということでございます。周辺井戸の状況調査を6地点、新潟県がやっております。羽生田3地点、下吉田2地点、原ヶ崎1地点でございます。事業者に、JAに対して土壌汚染の確認のため、土壌溶出量調査等の実施を指導したというふうに新潟県が指導したことになってございます。土壌ガス調査につきましては、土壌汚染の有無を把握するための調査でございまして、土壌ガス中から有害物質が検出された場合、

さらに溶出量調査を行い、土壤環境基準の超過の有無を確認するということとなりますということで、土壤ガスの検査をしたということでございます。

ベンゼンでございますが、発がん性があり、白血球を減少させると言われてございます。用途でございますが、合成樹脂や染料、農薬、消毒剤の原材料に主に使用され、ガソリン等にも含まれている物質だそうでございます。

続きまして、それを受けまして、これが全協が終わった11時半ごろこの第一報が入りまして、即座に対応をすることになります。それで当町には飲用ですね、飲む井戸用の指導マニュアルによりまして、おおむね半径1,000メートル、ですから直径2キロということになります。おおむね半径1,000メートルの範囲に周知をなさいたいということになってございますので、周知をしたところでございます。当日、その日の夕方には各皆さんのお手元の資料のとおり、本田上総区、清水沢1区、羽生田総区、下吉田総区、青海、原ヶ崎に1,700枚の、直配になりますけれども、周知をしたところでございます。

それで町の対応でございますが、まず11時半の一報を受けて、中段からでございますけれども、付近に井戸水のみを飲用されている皆さん、5件でございます、5件。井戸水だけです、上水道は入っていない5件の人たちには、安全が確認されるまで飲用水としては使用を控えてくださいという連絡を一報を入れてございます。その間は町が飲用水を配付するというので、私ども職員が飲用水を配付しておるところでございます。

それから、町の水道水につきましてはということで、町の水道水、定期的に水質検査を実施してございまして、また汚染場所より水道水源が700メートル以上離れており、影響はないと思われませんが、念のため緊急に羽生田水源の水質検査をしたところでございます。なお、定期的でございますが、原水を年1回、浄水を年4回、いずれもベンゼンの項目は計上して項目はあります。そういう意味をもちまして、このチラシを皆さんに配ったところでございます。

それから、一夜明けてですが、今度19日になりますが、緊急に行った町の水道水源の水質検査でございます。羽生田浄水場の1号井戸、2号井戸、3号井戸、いずれもベンゼンの項目について水質的に基準以下だという結果が出ましたので、これも同日、連日になりますが、区長を通じて、区長さんには大難儀されたのですが、早急に皆さんのところに、1,700戸に水道水としては大丈夫ですよという周知をしたところでございます。

続きまして、それを受けて今度新潟県のプレスのほうで判断している、先ほど申



し上げた6地点の地下、これも新聞報道でございましたが、半径100メートルから1,000メートルの6地点で地下水調査をした結果が新聞報道に出てございまして、羽生田、吉田新田、原ヶ崎新田、計6地点ですが、いずれもベンゼンが地下水からは検出されなかったという結果となって、当町についても非常に胸をなでおろしているところでございますが、そういうことがございましたので、早急にこれらに対応したということを皆さんにご報告を申し上げて、私の話とさせていただきます。

よろしく申し上げます。以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 何か質問のある方。

9番（川崎昭夫君） 今課長のご説明で、すごい18日の朝、私の家も区長さん7時ごろ配付されて、すごい対応はよかったと思うのですが、某新聞の中身では水道水を使わないで井戸水で対応している家が6件というのがあったのですが、今日課長の説明5件という話なのですが、1件の落としはないか、その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

それから、農協側は自主的に検査されて、今回こういうことが発覚したのですけれども、田上町の中でも営業をやめまして、そのままになっている箇所があるので、その辺はあくまでも自主的検査なので、強制はこれではできないと思うのですけれども、その辺町は、今後空き家よりもっと危ないような現状なので、その辺どういう考えでおられるか、その辺ちょっとお聞かせいただきたい。

地域整備課長（土田 覚君） 最初の件数でございますが、町内に今の区域の付近1,000メートル以内に井戸水だけの方は5件でございます。ただ、新潟県が検査したというのは、役場の消パイも一緒に検査していただいておりますので、汚濁されているかどうかという分も、合わせて6カ所検査したということでございます。

それから、利用しています農業用井戸の関係者というのは原ヶ崎地内に1件ありまして、それらも十分にとりあえず使わないでくださいということで、産業振興課を通じて周知したところでございますので、よろしく申し上げます。

あと廃業のスタンドの関係については、環境の町民課長のほうから。

町民課長（鈴木和弘君） 今川崎委員がおっしゃる部分というのは、清水沢の給油所かと思うのですが、先ほど申し上げましたように、法律的には自主的な定期的な検査は義務づけられておりませんで、今回たまたまJAさんがそういう形でしたと。清水沢につきましては、既に、後で売却をされて管理される方も決まっておりますので、そちらのほうで検査をしていくような形になろうかと思えます。

11番（池井 豊君） 今川崎委員に関連してなのではございますけれども、営業しているところは

通常の土壌ガス検査というのは義務づけられているはずですよ。廃業したところはタンクの撤去というのは、これ義務化されない。タンクの撤去とか、新しく埋設することができないから廃業したと思うのですけれども、タンクの撤去がなければどうしても残っているガソリンから、そういうふうな汚染物質が流出するという可能性が出てくると思うのですけれども、そこら辺の考え方とか指導体制というのはどのようになっているのか、ちょっとそこら辺、追加でお願いします。

町民課長（鈴木和弘君） 基本的には廃止をする際にはそれなりに、池井委員が言うようにタンクを全部撤去すれば一番いいのでしょうけれども、経費的な部分もかかるということで、全部抜いて洗浄して検査は消防が行うという形になっておりますので、平常はそういう形での対応になっているということです。

議長（皆川忠志君） 原因がそもそも土壌ガスから出たという、検出されたということなのですけれども、そもそもこれが出たという原因というか、出た、だからこうしたというお話はわかったのですけれども、実際の原因というのはどういうふうにこれから突きとめていくのか。

それから、今そういう同じ類いのものが出る可能性といいますか、それについては何か聞いておられますか。

地域整備課長（土田 覚君） J Aさんが、実は冒頭言い忘れましたけれども、町長のところに大変騒がせて申しわけないということで来てくれました。その中で原因は今詳細に調査中でございますということでございますので、私どもではちょっと今まだそこまではわからないのですが、今実はおっしゃられるのは、恐らくスタンドですから、ベンゼンというのは揮発性のあるというものでございますので、やっぱりガソリン系の中に入っていたものが、漏れて地中に汚染されたものなのか、気化したものが空気中の大気に触れてガス検知にかかったのかというところまで、今私どもではわかりかねていますので、今J Aの調査を待つということになるかと思えます。したがって、県は土壌溶出量調査等の追加の指導をしているわけですが、それは今のガス検査をしたベンゼンが、これが一番怖いのですけれども、地下水に影響したかどうかという部分が一番問題な部分でございますので、私どもは地下水調査をかなりやってございますし、県も6カ所やって地下水としては汚染されていなかったということになります。

以上であります。

議長（皆川忠志君） そうすると、もとを絶たないとまた出る可能性というのはあると思うのですけれども、今原因分析、原因を突きとめているということだと思っております。

すけれども、最終的にはタンクが本当に腐食して、やめてからもう何年になりましたか、タンクが腐食して漏れたのか、あるいはタンクそのものを全部掘り返して片づけるという数千万ぐらいかかるらしいのです。したがって、ガソリンスタンドが継続できないという理由の一つとしては、数千万かかるのでということがあるのですけれども、これは早くその原因を突きとめないと、いつまでも飲料水を町としてお配りするというような形になろうかと思しますので、そのところは今後JA資金力はたくさんあると思しますので、可能な限り町としても町民の安全を守るという立場から働きかけをやってもらいたい。

地域整備課長（土田 覚君） スタンドの廃止は24年12月12日だそうでございます。ということで、私どもが飲用水というのは上水道のものについてはすごく法的なのがあって検査もしている。今の5件の方というのは出なかったということで、当日から水はお配りしていません。まだ町内には飲用、上水道と併用という方もおられるのですけれども、その方たちというのは当然自分たちの責任の範囲で水質検査をしたりしながら井戸を飲んでいらっしゃるわけです。今の井戸水だけの人も当然自分たちの責任においた中でお飲みになっているわけでございますので、出ませんでしたよというところでお知らせしたら、わかりましたということで水は届けていないのが現実でございます。

それから、指導ということになりますと、先ほど来お話ししているJA等が今後どういうふうを考えていくかということになるかと思えます。それは町長のところにおいでになったときにも、これからどうするという対策も含めてお話ししてございますので、JAの出方を見るというか、そういうことになろうかと思えます。

議長（皆川忠志君） 遺漏のないようにお願いします。

3番（小嶋謙一君） 私からひとつ、参考になればという話ですけれども、私も前の仕事柄といいますか、新発田のあたりとか数十年も前から農薬の不法投棄とかそういうのがありまして、そのときに調査をしたことがあるのです。これ恐らく土壤汚染だと思います。それで見ますと、土壤ガス、自主的に採取したところの位置、サンプルがどの位置とったのか、一つは問題だと思いますし、ベンゼンはおっしゃるようにガソリンの中にありますから、どんどん浸透していきます。地中の中に潜っていきます。これから梅雨に入りますけれども、降雨とかもろもろ水が出ると当然溶解してまた広がる危険性もあります。今実際は検出されていないかもしれないけれども、将来出るおそれもあるということで、結論を言いますと、私が調査したときは周囲をコンクリートで囲いました、カーテンで。雨が降っても地表水が入っても

脇に出ないようにカーテンかけました。そういう対策ももし指導が町からできるのであれば、そういうのもひとつ話しされたらどうでしょうか。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかに何かございませんでしょうか。

J Aに対してなるだけ早くそういう結果、どういうふうにするかというのを役場としてお聞きするようにしていただきたいと思います。

今日は用意した案件これで全部終わりましたので、これで解散したいと思います。大変ご苦労さまでした。

---

午前10時05分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成27年6月22日

社会文教常任委員長 松原良彦